



# 埼玉県報

第 2826 号  
平成 28 年(2016 年)  
8 月 23 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 県庁LAN分離用パーソナルコンピュータの賃貸借に関する落札者等の公示(情報システム課)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(川越比企地域振興センター東松山事務所)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(川越比企地域振興センター東松山事務所)
- 戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 勤務情報管理システム用サーバ機器の賃貸借に関する入札公告(会計課)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)

# 告 示

## 埼玉県告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県庁LAN分離用パーソナルコンピュータの賃貸借 2,746台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区練塀町3番地

5 落札金額

323,287,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年5月17日

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東松山子育てねっと

三 代表者の氏名

永井 久美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市五領町九番地二十九 パークタウン五領一―四〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、東松山市内の子育て中の親や子どもたちへのあそび場や居場所作りを通して、子育て環境の充実を目指し、地域の豊かなコミュニティを育み、子育て・親育ちを見守りながらも成長していけるよう地域の子育てを支援していくことを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所に置いて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヘルパーステーションコアラ

三 代表者の氏名

羽鳥 良江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字早俣一番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、障害児（者）・高齢者・精神障害者に対し、居宅介護事業を行い、地域福祉推進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障害児（者）・高齢者に対し、居宅等における福祉事業を行い、地域福祉推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十七号

戸田市から戸田市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十八号

戸田市から戸田市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千五十九号

戸田市から戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第千六十号

川口市から川口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

勤務情報管理システム用サーバ機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成29年1月1日（日）から平成33年12月31日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月3日（月）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月30日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月3日（月）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年10月3日（月）午前10時50分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年9月20日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年9月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通) )  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
the server of job control system.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:40 a.m.  
October 3, 2016 By mail;5:00 p.m. September 30, 2016 In person;10:40  
a.m. October 3, 2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第四号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年八 月五日
指定に係る道路の位置	埼玉県児玉郡美里町大字小茂田字日ノ待西四百 三十九番十三、四百三十九番十四
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二十七・八八
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	五・五〇



## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第五号
指定に係る 道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年八 月十日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字北内手六百八十 番三、六百八十一番五
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	四十三・五八
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇